

平成 22 年 1 月

平成 22 年 1 月より第2号被保険者の拠出限度額が引き上げられました

記

【 拠出限度額 】

		現行	変更後
個人型	企業年金がないサラリーマン (第2号被保険者)	18,000円	23,000円
	自営業者 (第1号被保険者)	68,000円	変更なし

掛金額変更等の手続きは、下記のとおりです。

1. 掛金額変更についての提出書類
加入者掛金額変更届(※帳票名をクリックするとファイルが開きます)
郵送をご希望の場合は、下記までご請求ください。
2. 国民年金基金連合会の受付締切日について
毎月 20 日(休日の場合は翌営業日)が締切日になります。締切日を過ぎた場合は翌月分からの対応となります。
※ 記入漏れ等があった場合は、掛金変更月が次月以降となることがありますのでご注意ください。
3. 掛金額の変更回数について
掛金額の変更については毎年 4 月から翌 3 月の間で 1 回のみ可能です。

(「加入者掛金額変更届」のご記入箇所について)

- ① 「届出区分、基礎年金番号～被保険者種別」欄
- ② 「現在の毎月の掛金額」および「変更後の毎月の掛金額」
- ③ 「管轄基金」(お勤めの会社の本店等が所在地している都道府県名となります)

以上

《お問い合わせ先・書類送付先》

岡三証券株式会社 アセットマネジメント部 DC プラニング室

〒135-0023 東京都江東区平野 3-2-12

TEL 03-5245-2086 (受付時間 9-18 時 ただし、土日祝日を除きます)

e-mail 401k@okasan.co.jp